|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | **Ⅰ．総則**  **1．適用範囲**  宅配便等の受け渡しを無人で行える宅配ボックスで、住宅及び事務所等に設置され、管理者（管理会社やオーナー等）により管理されるものに適用する。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 2 | **2．用語の定義**  a)　保管箱：宅配便等の配達物を保管するための施錠ができる扉の付いた箱をいう。  b)　操作・制御部：保管箱の施錠や管理を電子機器等により行う操作盤、管理盤、若しくはそれに類する装置類をいう。  c)　受領印捺印装置：宅配便等の配達伝票に受領印を捺印、又は受領書（レシート）を発行できる装置をいう。  d)　機械式宅配ボックス：外部電源を利用せず、機械的な錠等を用いて作動させる機構をもつ集合住宅用宅配ボックスをいう。なお、内部保有電源（電池等）を利用して作動させる集合住宅用宅配ボックスも含むものとする。  e)　電気制御式宅配ボックス：外部電源を利用し、電子機器等を使用して作動・制御する機構をもつ集合住宅用宅配ボックスをいう。  f)　屋内設置型：住棟内の共有部分（エントランス）又は、これに類する場所で、雨水のかからない部分に設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。  g)　屋外設置型：住棟内の共有部分（エントランス）又は、これに類する場所で、雨水のかかる恐れのある部分に設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。  h)　単独型：独立した宅配ボックスで、単数世帯又は複数世帯による受け渡しが可能な集合住宅用宅配ボックスをいう。  i)　共用型：複数の宅配ボックスで、複数世帯による受け渡しが可能な集合住宅用宅配ボックスをいう。      図-1 単独型　　　　　　　図-2 共用型  j)　郵便受箱一体型：郵便受部と構造上一体的に設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。ただし、共用型は構造上一体となるユニット単位とする。  k)　据置き型：基礎又は土台等に直接据え置いて設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。  l)　壁埋込み型：住宅の外壁及び門塀等に埋込み設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。ただし、住宅専用部の外壁に埋込み設置するものは、Ⅱ.1.1 f) ～ h)に対応すること。  m)　壁固定型：住宅の外壁及び門塀等に壁掛け設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。  n)　支柱型：専用ポール及び門柱ユニット等に設置される集合住宅用宅配ボックスをいう。  o)　取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。  p)　消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。  q)　メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持･保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持･保守に加え、製品の破損･故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。  r)　インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。 |  |  |  |  |  |
| 3 | **3．部品の構成**  構成部品は表－１による。  表－1　構成部品   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 構成部品名 | | 構成の  別(注) | 備考 | | 機械式  宅配ボックス | 保管箱＊１ | ● | ＊１ 保管箱は、施解錠装置付きの扉及び錠前を含むものとする。  ＊２ 操作・制御部等には、受領印捺印装置又は受領印受台を含むものとする。ただし、印鑑は除く。 | | 操作・制御部等＊２ | ● | | 郵便受部 | △ | | 固定部材 | △ | | 警報装置 | △ | | 電気制御式  宅配ボックス | 保管箱＊１ | ● | | 操作・制御部等＊２ | ● | | 郵便受部 | △ | | 固定部材 | △ | | 警報装置 | △ | | 機能付き保管箱 | △ |   注)  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 4 | **4．材料**  必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。  ＜例示仕様＞   |  |  | | --- | --- | | 材料名 | 規格 | | ステンレス | JIS G 4304:2015（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又は JIS G 4305:2015（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS304 | | 鉄鋼 | 【屋内設置型】  JIS G 3313:2017（電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） | | 【屋外設置型】  JIS G 3302:2019（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）  JIS G 3131:2018（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）もしくはJIS G 3141:2005（冷間圧延鋼板及び鋼帯）に溶融亜鉛めっきを施した後、クロメート処理などを行い、塗装などの表面処理を施したもの。 | | アルミニウム合金 | JIS H 4100:2015（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）又は JIS H 4000:2014（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）の表面に JIS H 8602:2014（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸複合被膜）を施したもの。 | | 図書 | □ |  |  |  |
| 5 | **5．施工の範囲**  構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。  a)　アンカー等による基礎等への緊結 | 図書 | □ |  |  |  |
| 6 | b)　集合住宅用宅配ボックスの取付け | 図書 | □ |  |  |  |
| 7 | **6．寸法**  a)　製作寸法許容差  製作寸法許容差は、±2.0mmとする。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 8 | b)　保管箱の庫内の寸法  基本となる保管箱の庫内の最低寸法は規定しないが、子供の閉じ込めの対策を講じる必要がある保管箱の大きさは、Ⅱ.1.2.2 b)による。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 9 | c)　郵便受箱一体型における郵便受部の寸法  郵便受箱一体型における郵便受部の寸法は、優良住宅部品評価基準「郵便受箱（BLE MB）」による。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 10 | **Ⅱ．要求事項**  **1 住宅部品の性能等に係る要求事項**  **1.1 機能の確保**  a)　操作性  1)　保管箱の扉の施解錠及び開閉は円滑に行えること。 | 現物 | □ |  |  |  |
| 11 | 2)　施解錠は誤操作等をした場合、管理者等がやり直しできる機構を有すること。 | 現物 | □ |  |  |  |
| 12 | b)　保安性  1） 保管箱は、アンカー等による基礎等への緊結が行えること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 13 | 2)　設置場所や地域に対応した鍵違い番号の数を100以上有していること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 14 | 3)　居住者の転居等に対応する保安性を確保すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 15 | c)　電気制御の連動性（電気制御式宅配ボックスの場合に適用）  1)　外部装置がある場合、本体の操作・制御部と電気的に連動していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 16 | d)　管理機能  1)　基本的な管理機能  管理者により、以下の管理が行えること。  ①　荷物の保管及び出庫状況が認識できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 17 | ②　閉じ込め、こじ開け、機器故障の場合の対処方法が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 18 | ③　使用者等の不適切な使用に起因する不具合に対して、管理者に連絡ができ、迅速に復旧作業が行えること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 19 | ④　滞留荷物の取り出しができ、管理者により迅速に復旧作業が行えること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 20 | ⑤　消耗品は、管理者により交換が容易に行えること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 21 | 2)　高度な管理機能（上記1)の基本的な管理機能に加えて、以下の管理が行える場合）  ①　荷物の保管及び出庫状況について、データー管理ができること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 22 | ②　閉じ込め、こじ開け、機器故障等に対して警報等を発すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 23 | ③　滞留荷物に対する報知、連絡等の機能があり、規定の滞留日数を超えて引き取りされない荷物等の取出し及び処置（返送、転送等）ができる管理体制が整備され、管理者により迅速に復旧作業が行えること。また、報知、連絡等をする滞留日数等の設定変更が可能であること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 24 | ④　消耗品交換の感知機能及び通信機能があり、管理者等により交換が容易に行えること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 25 | ⑤　インターネット回線等により、24時間管理が行えること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 26 | ⑥　受取人（居住者等）であることを確認するためのマニュアルが整備されており、遠隔操作で特定の保管箱が解錠できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 27 | ⑦　磁気カードや非接触キー等により、保管箱の出庫等の操作が行えること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 28 | ⑧　荷物の出庫時等に特定の利用者の個人情報を表示する機能を有する場合は、個人情報保護法を遵守すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 29 | e)　保管箱の防水性（屋外設置型の場合に適用）  1)　「散水試験」に基づく試験を行い、集合住宅用宅配ボックスの上方より毎分5リットル/㎡の水を連続15分間散水し、屋根、壁、扉等及びそれらの周辺より著しい漏水がないこと。ただし、明らかに15°傾けたことによる、通常の使用状態では起こり得ない屋根及び土台の水たまりに起因する漏水、重力の影響、試験後の扉の開閉などによる水の浸入については除く。  ＜試験：BLT LDA-01「散水試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 30 | f)　操作・制御部等の誤作動の防止対策  1)　操作・制御部等は、通常の使用環境下において、塵や荷物の出し入れ時の接触等による誤作動を防止するため、ケース等で覆われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 31 | g)　住宅の断熱性への影響  1)　壁埋込み型で住宅専用部の外壁に埋込み設置する場合、住宅の外壁の開口寸法が600mm(W)×600mm(H)以内とすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 32 | h)　住宅の防火性への影響  1)　壁埋込み型で住宅専用部の外壁に埋込み設置する場合、保管箱が鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上とすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 33 | i)　結露対策  1)　壁埋込み型で住宅専用部の外壁に埋込み設置するものは、結露に対して対策が講じてあること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 34 | j)　郵便受部の機能の確保（郵便受箱一体型の場合に適用）  1)　郵便受箱一体型における郵便受部の機能の確保は、優良住宅部品評価基準「郵便受箱（BLE MB）」による。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 35 | **1.2 安全性の確保**  **1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保**  a)　保管箱の安定性（共用型の場合に適用）  保管箱の安定性は、「安定性試験」に基づく試験を行い、保管箱が転倒しないこと。  ＜試験：BLT LDA-02「安定性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 36 | b)　保管箱の剛性  保管箱の剛性は、「本体の剛性試験」に基づく試験を行い、保管箱に使用上支障となる残留変形がないこと。  ＜試験：BLT LDA-03「本体の剛性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 37 | c)　保管箱の棚板の強さ  保管箱の棚板がある場合は、「棚板のたわみ試験」に基づく試験を行い、棚板等に使用上支障となる残留変形がないこと。ただし、載荷時間は24時間とする。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8．2「棚板のたわみ試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 38 | d)　保管箱の天板及び地板の強さ  保管箱の天板及び地板の強さは、「天板及び地板の長期荷重試験」に基づく試験を行い、天板及び地板等に使用上支障となる残留変形がないこと。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8．2「天板及び地板の長期荷重試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 39 | e)　扉の取っ手取付部の強さ  取っ手付の扉の取付部の強さは、「取っ手の取付部の強度試験」に基づく試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと。ただし、錠前のつまみ部等は、取っ手取付部に含まないものとする。  ＜試験：JIS A 4420:2018（キッチン設備の構成材）8.18「取っ手の取付部の強度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 40 | f)　扉の強さ  1)　保管箱の扉の強さ  扉の強さは、「開き戸への垂直荷重試験」に基づく試験を行い、扉部等に使用上支障となる残留変形がないこと。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8．2「開き戸への垂直荷重試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 41 | 2)　郵便受部の扉の強さ（郵便受箱一体型の場合に適用）  郵便受箱一体型における郵便受部の扉の強さは、優良住宅部品評価基準「郵便受箱（BLE MB）」による。 | 試験 | □ |  |  |  |
| 42 | g)　錠の施錠強さ  1)　保管箱の錠の施錠強さ  保管箱の施錠装置は、扉の施錠部に300Nの引張荷重を施錠した状態で加え、扉が開かないこと。また、使用上支障のある著しい変形がないこと。  ＜試験：BLT LDA-04 「施錠強さ試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 43 | 2)　郵便受部の錠の施錠強さ（郵便受箱一体型の場合に適用）  郵便受箱一体型における郵便受部の錠の施錠強さは、優良住宅部品評価基準「郵便受箱（BLE MB）」による。 | 試験 | □ |  |  |  |
| 44 | h)　保管箱の耐震転倒性  据置き型の保管箱の耐震転倒性は、「耐震転倒性試験」を行い、耐震区分1以上であること。  ＜試験：JIS S 1018:1995（家具の振動試験方法）4.3.(2)「耐震転倒性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 45 | i)　保管箱の耐衝撃性（屋外設置型の場合に適用）  「衝撃試験（振り子式衝撃試験）」に基づく試験を行い、保管箱の壁及び扉の中央部及び隅角部に対して、質量1kgの鋼球により回転半径2mの振り子式の衝撃力を加えた場合、打撃部及びその周辺部に貫通及び反対側が見通せるような亀裂が生じないこと。また、扉の各部に開閉に支障のある変形（扉の脱落、開閉の異常等）が生じないこと。  ＜試験：BLT LDA-05「衝撃試験（振り子式衝撃試験）」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 46 | **1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保**  a)　人体、衣服、投入物等が直接触れる部分には、ばり、めくれ、危険な突起物がないこと。 | 現物 | □ |  |  |  |
| 47 | b)　庫内の最低容量が50リットル以上の保管箱は、誤って人が閉じこめられた場合を考慮し、以下の性能を有すること。なお、庫内の最低容量は、庫内の突起物等を除いて算定するものとするが、直方体として納まる最大の容量を庫内の最低容量とする。ただし、開口寸法の幅(W)、高さ(H)及び庫内寸法の奥行(D)の何れかが150mm未満の保管箱は、この限りではない。  1)　通気性を有していること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 48 | 2)　内部から扉が開けられる構造であること。  図-1 各種寸法構成図 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 49 | c)　保管箱の扉の施錠は、確実に行われる構造であること。 | 現物 | □ |  |  |  |
| 50 | d)　郵便物の保安性（郵便受箱一体型の場合に適用）  郵便受箱一体型における郵便物の保安性は、優良住宅部品評価基準「郵便受箱（BLE MB）」による。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 51 | e)　機械的安全性が確保されていること。（機械式宅配ボックスの場合に適用）  1)　耐温湿度性  -5℃の低温試験、40℃・95％の高温・高湿度試験をそれぞれ24時間行い、異常のないこと。  ＜試験：BLT LDA-06「耐温湿度性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 52 | f)　電気的安全性が確保されていること。（電気制御式宅配ボックスの場合に適用）  1)　耐衝撃性  水平なコンクリート面に、厚さ12mmの木製の板を置き、その上にユニットを10cmの高さから2回落下させ、機能に異常がないこと。  ＜試験：BLT LDA-07「耐衝撃性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 53 | 2)　感電しない構造  第三者性を有する機関等による試験を行い、充電部が「試験指」に触れないこと。  ＜試験：電気用品の技術上の基準を定める省令の別表第8.1.(2) ヘ.＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 54 | 3)　絶縁抵抗  絶縁抵抗は、第三者性を有する機関等による「絶縁抵抗試験」を行い、抵抗が1MΩ以上であること。  ＜試験：電気用品の技術上の基準を定める省令の別表第8.附表第3「絶縁抵抗試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 55 | 4)　耐電圧性  耐電圧性は、「絶縁耐力試験」を行い、1分間耐えること。  ＜試験：電気用品の技術上の基準を定める省令の別表第8.附表第3「絶縁耐力試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 56 | 5)　短絡保護  第三者性を有する機関等による試験を行い、電力を消費する付加端子を短絡し、3時間導通した場合に発煙しないこと。  ＜試験：BLT LDA-08「短絡保護試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 57 | 6)　耐温湿度性  通電状態で、-5℃の低温試験、40℃・95％の高温・高湿度試験をそれぞれ24時間行い、異常のないこと。  ＜試験：BLT LDA-06「耐温湿度性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 58 | 7)　電源電圧の変化  電源電圧の変化については、「電圧変動による運転性能試験」を行い、機能に異常がないこと。  ＜試験：電気用品の技術上の基準を定める省令の第8.1.(6)「電圧変動による運転性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 59 | 8)　雷サージ  雷サージに対して適切な対策が講じられていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 60 | 9)　電源、制御装置の保安性  操作・制御部等の電源配線部及び開閉器は外から容易に操作できない構造であること。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
| 61 | **（1.2.3 健康上の安全性の確保）** |  |  |  |  |  |
| 62 | **（1.2.4 火災に対する安全性の確保）** |  |  |  |  |  |
| 63 | **1.3 耐久性の確保**  a)　屋内設置型の耐久性の確保  1)　表面の抵抗性  部材の表面処理の抵抗性は、「常温液体に対する表面抵抗性試験」を行い、異常がないこと。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8．3「常温液体に対する表面抵抗性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 64 | 2)　塗膜密着性  部材の塗膜密着性は、「金属部塗膜密着性試験」を行い、塗膜のはがれがないこと。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8．3「金属部・木部塗膜密着性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 65 | 3)　塗膜の防せい性  部材の塗膜の防せい性は、「金属部塗膜防せい性試験」を行い、著しい錆の発生がないこと。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8．3「金属部塗膜防せい性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 66 | b)　屋外設置型の耐久性の確保  1)　表面の抵抗性  部材の表面処理の抵抗性は、「常温液体に対する表面抵抗性試験」を行い、異常がないこと。  ＜試験：JIS S 1033:2015（オフィス家具-収納家具）8.3「常温液体に対する表面抵抗性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 67 | 2) 部材の耐食性  主要部材の表面処理の耐食性は、「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を500時間行い、各部に著しい腐食、塗膜のふくれ、われ、はがれ等がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 68 | 3）錠前の耐食性  錠前の耐食性は、「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を行い、72時間後に各部に著しい腐食、塗膜のふくれ、われ、はがれ等がなく、120時間後に手動で施解錠及びラッチングができること。  ＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 69 | 4) 表面処理の耐塩水性  表面処理の耐塩水性は、「塗料一般試験方法」の「耐液体性（一般的方法）」に基づく試験を行い、試験体を塩化ナトリウム水溶液(30g/ℓ)に96時間浸せき後、塗膜のふくれ、われ、はがれ、錆等がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-6-1:2016（塗料一般試験方法）第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性（一般的方法）「7 方法1（浸せき法）」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 70 | 5)　塗膜の耐久性  塗膜について、耐衝撃性、鉛筆硬さ性、付着性、耐候性が確保されていること。  ①　耐衝撃性  塗膜の耐衝撃性は、「塗料一般試験方法」の「耐おもり落下性」に基づく試験を行い、著しいわれ、はがれ等がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-5-3:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第3節:耐おもり落下性「6. デュポン式」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 71 | ②　鉛筆硬さ  塗膜の鉛筆硬さは、「塗料一般試験方法」の「引っかき硬度（鉛筆法）」に基づく試験を行い、硬度H以上であること。  ＜試験：JIS K 5600-5-4:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第4節:引っかき硬度（鉛筆法）＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 72 | ③　付着性試験  塗膜の付着性は、「塗料一般試験方法」の「付着性（クロスカット法）」に基づく試験を行い、試験結果の分類0～2であること。  ＜試験：JIS K 5600-5-6:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性（クロスカット法）＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 73 | ④　耐候性試験は、以下のⅰ、ⅱ、ⅲの何れかを満たすこと。  ⅰ　塗膜の耐候性は、「塗料一般試験方法」の「促進耐候性（キセノンランプ法）」に基づく試験を行い、著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-7-7:2008（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性（キセノンランプ法）＞  ⅱ　塗膜の耐候性は、「塗料一般試験方法」の「促進耐候性（紫外線蛍光ランプ法）」に基づく試験を40サイクル行い、著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-7-8:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第8節:促進耐候性（紫外線蛍光ランプ法）＞  ⅲ　塗膜の耐候性は、「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」の「オープンフレームカーボンアークランプによる暴露試験方法」の「WS-A形」に基づく試験を300時間行い、著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。  ＜試験：JIS A 1415:2013（高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法）6.2「オープンフレームカーボンアークランプによる暴露試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
| 74 | **1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）**  **1.4.1 製造場の活動における環境配慮**  本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 75 | **1.4.2 集合住宅用宅配ボックスのライフサイクルの各段階における環境配慮**  本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。  **1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮**  以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 76 | b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 77 | **1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮**  以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 78 | b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 79 | c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 80 | d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 81 | 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 82 | e) 製造時の環境汚染を防止していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 83 | **1.4.2.3 施工時における環境配慮**  以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 梱包材料の使用量を削減していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 84 | b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 85 | c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 86 | d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 87 | e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、又は使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 88 | **1.4.2.4 使用時における環境配慮**  以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 89 | **1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮**  以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 躯体等に埋込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 90 | b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 91 | **1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮**  以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1) 材料ごとの分離が容易であること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 92 | 2) 再資源化が容易な材料を使用していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 93 | 3) 種類ごとに材料名の表示があること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 94 | 4) 再資源化を実施していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 95 | b) 廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | 図書  <選択> | □ |  |  |  |
| 96 | **2 供給者の供給体制等に係る要求事項**  **2.1 適切な品質管理の実施**  次のa)又はb)により、生産管理されていること。  a)　ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が、維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 97 | b)　次のような品質マネジメントシステムにより、生産管理していること。  1)　工場及び作業工程  以下の内容が明確にされていること。  ①　工場の概要  ⅰ)　工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等 | 図書 | □ |  |  |  |
| 98 | ⅱ)　工場の従業員数 | 図書 | □ |  |  |  |
| 99 | ⅲ)　優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績 | 図書 | □ |  |  |  |
| 100 | ②　作業工程  工程（作業）フロー | 図書 | □ |  |  |  |
| 101 | 2)　品質管理  以下の方法により、品質管理が行われていること。  ①　工程の管理  ⅰ)　商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることにより、これらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 102 | ⅱ)　工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 103 | ②　苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 104 | ③　外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 105 | ④　製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 106 | ⑤　必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。  ⅰ)　製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
| 107 | ⅱ)　製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
| 108 | ⅲ)　製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
| 109 | ⅳ)　外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
| 110 | ⅴ)　苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
| 111 | 3)　その他品質保持に必要な項目  ①　品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 112 | ②　品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 113 | ③　品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 114 | **2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保**  **2.2.1 適切な品質保証の実施**  a)　保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 115 | b)　無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  1)　保管箱の剛性の瑕疵（施工の瑕疵を含む。）5年  2)　1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年  ＜免責事項＞  1　本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合  2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  3　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  4　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合  5　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象  6　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  7　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  8　火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異又は戦争･暴動等破壊行為による不具合 | 図書 | □ |  |  |  |
| 116 | **2.2.2 確実な供給体制の確保**  製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 117 | **2.2.3 適切な維持管理への配慮**  **2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮**  管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。  a)　一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 118 | b)　定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 119 | c)　将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 120 | **2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮**  a)　構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）を明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 121 | b)　主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。  1)　住宅部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 122 | 2)　1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 123 | c)　取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 124 | d)　住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 125 | **2.2.4 確実な維持管理体制の整備**  **2.2.4.1 相談窓口の整備**  a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 126 | b)　消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 127 | **2.2.4.2 維持管理の体制の構築等**  維持管理の体制が構築されていると共に、その内容を明確にしていること。  a)　メンテナンス（有償契約メンテナンス（所有者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 128 | b)　メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 129 | c)　有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 130 | d)　緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 131 | **2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理**  メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 132 | **2.3 適切な施工の担保**  **2.3.1 適切なインターフェイスの設定**  少なくとも次の内容が、設計図書に記載されていること。  a)　アンカー等による基礎等への緊結 | 図書 | □ |  |  |  |
| 133 | b)　集合住宅用宅配ボックスの取付け | 図書 | □ |  |  |  |
| 134 | **2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保**  次のような施工方法・納まり等に関する事項について、明確になっていること。  a)　施工の範囲及び手順  1)　基礎・アンカー等の敷設 | 図書 | □ |  |  |  |
| 135 | 2)　集合住宅用宅配ボックスの組立・据付 | 図書 | □ |  |  |  |
| 136 | b)　施工上の留意事項等  1)　現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点 | 図書 | □ |  |  |  |
| 137 | 2)　下地の確認、取付後の検査及び仕上げ | 図書 | □ |  |  |  |
| 138 | 3)　標準納まり図 | 図書 | □ |  |  |  |
| 139 | c)　関連工事の留意事項 | 図書 | □ |  |  |  |
| 140 | d)　当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて、明確になっていること。 | 図書 | □ | ・限定的  ・標準的 |  |  |
| 141 | e)　標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 142 | **3 情報の提供に係る要求事項**  **3.1 基本性能に関する情報提供**  次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a)　本体・扉の仕上げ仕様等  1)　保管箱の外形寸法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 143 | 2)　保管箱の受取り可能寸法・重さ | 図書 | □ |  |  |  |
| 144 | 3)　保管箱の重量 | 図書 | □ |  |  |  |
| 145 | 4)　保管箱の材質・鉄板の厚さ | 図書 | □ |  |  |  |
| 146 | 5)　施錠・開錠方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 147 | 6)　扉開き勝手 | 図書 | □ |  |  |  |
| 148 | 7)　使用環境温度 | 図書 | □ |  |  |  |
| 149 | b)　郵便受部の基本性能に関する情報提供（郵便受箱一体型の場合に適用）  郵便受箱一体型における郵便受部の基本性能に関する情報提供は、優良住宅部品評価基準「郵便受箱（BLE MB）」による。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 150 | c)　基本的な管理機能  1)　荷物の保管及び出庫状況の確認方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 151 | 2)　閉じ込め、こじ開け、機器故障の場合の対処方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 152 | 3)　管理者による消耗品の交換方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 153 | d)　高度な管理機能（上記c)の基本的な管理機能に加えて、以下の管理が行える場合）  1)　滞留荷物に対する処置方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 154 | 2)　インターネット回線等による24時間管理方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 155 | 3)　遠隔操作による特定の保管箱の解錠方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 156 | 4)　磁気カードや非接触キー等による保管箱の操作方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 157 | **3.2 使用に関する情報提供**  a)　次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、所有者等に提供されること。  1)　誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
| 158 | 2)　事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
| 159 | 3)　製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 160 | 4)　所有者等が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |  |
| 161 | 5)　日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |  |
| 162 | 6)　故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 163 | 7)　製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |  |
| 164 | 8)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
| 165 | b)　使用方法、メーカー名、保管箱の受取り可能重さ及び各々の略号等が、集合住宅用宅配ボックス又はその近傍に容易に取り外されない方法で表示されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 166 | c)　管理会社やコールセンター等の連絡先が、集合住宅用宅配ボックスの外部に容易に取り外されない方法で表示できるようにすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 167 | d)　無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者等に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 168 | e)　上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが、明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 169 | **3.3 維持管理に関する情報提供**  次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、所有者等に提供されること。  a)　製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |  |
| 170 | b)　取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |  |
| 171 | c)　有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |  |
| 172 | d)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
| 173 | **3.4 施工に関する情報提供**  次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。  a)　「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 174 | b)　品質保証に関する事項  1)　施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |  |
| 175 | 2)　保険の付保に関する事項  ①　当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが、明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 176 | ②　施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には、保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
| 177 | **Ⅲ．付加認定基準の評価基準**  **1 供給体制の確保**  より良い社会（再配達抑制）の実現には、宅配事業者と調整を図り、宅配便の配達の際に信頼性を確認する指標として、認定品の普及が進み活用される環境の構築が望まれる。  そこで、供給体制として、認定品を普及拡大する仕組みを確保すること。 | 図書 | □ |  |  |  |